

令和 8 年度飯塚市会計年度任用職員【保健師】 募集要項

1. 採用人数 1名
2. 採用期間 採用日より令和9年3月31日（条件により雇用期間の延長有り）
3. 採用条件
 - (1) 学歴 不問
 - (2) 雇用形態 飯塚市会計年度任用職員
 - (3) 資格要件 ①保健師
②普通自動車免許を有する者
③パソコン（Excel、Wordなど）の操作ができる者
 - (4) 応募資格 次の項目（ア～ウ）に該当する者は、応募できません。
 - ア 飯塚市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者
4. 勤務場所 飯塚市役所
飯塚市新立岩5番5号
5. 業務内容 母子保健業務全般
6. 勤務条件 別紙1 勤務条件のとおり
7. 募集
 - (1) 提出書類 履歴書（写真添付）・資格証明書（写）
 - (2) 提出先 飯塚市役所こども家庭課母子保健総務係
必要書類を「持参」するものとし、郵送での申込みは不可。
（提出書類は特に申出がない場合は返却いたしません。）
8. 選考
 - (1) 日時 随時（日時決定次第、別途連絡）
 - (2) 場所 飯塚市役所
 - (3) 方法 書類審査及び面接試験
 - (4) その他 面接時間の詳細については、決定次第、電話又は書類にて通知
9. 採否決定
 - (1) 決定日 面接後随時
 - (2) 通知 採用者および不採用者には書面若しくは電話で通知

10. 問合せ先 飯塚市こども家庭課母子保健総務係 井上
電話（ダイヤルイン） 0948（96）8218
（代表） 0948（22）5500 内線 1112

別紙1 勤務条件

1 勤務時間等	フル勤務 平日：8時30分～17時15分
2 休憩時間	12時00分～13時00分
3 勤務場所	こども家庭課
4 業務内容	別途説明
5 休日	・土曜日および日曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・12月29日～翌年1月3日
6 所定外労働等	①所定外(休日を含む)の勤務については通常はない。 ②災害規模に応じ、災害対応業務を行う場合がある。
7 健康保険等	共済組合保険、厚生年金保険、雇用保険
8 年次有給休暇	有(飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による)
9 その他の有給休暇	有(飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による)
10 報酬支払	毎月22日(22日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は繰り上げる)
11 任用期間	・年度末まで最長1年間(ただし、更新により複数年となる場合あり) ・新規採用者は1ヶ月の条件付任用期間あり(この間の勤務実績が良好な評定を得た場合に限り、以降の任用を行うものとする)
12 期間満了前の退職	任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職予定日の2週間前に所属長を経て、任命権者に退職願を提出しなければならない。
13 解任	次の各号の一に該当する場合、任用期間途中で解任することがある。 (1) 勤務成績がよくない場合 (2) 心身の故障のため、業務遂行に支障があり、または、これに堪えない場合 (3) その他、その業務に必要な適格性を欠く場合
14 基本報酬	月給 267,100 円(R8.1.1 現在)
15 その他	※飯塚市会計年度任用職員共通事項 (1) 給与支払時に控除する費目 所得税、住民税、共済短期、厚生年金保険料、雇用保険料 (2) 昇給 あり(要件を満たす場合) (3) 期末勤勉手当 支給基準を満たしている場合、年間で基本報酬の2.45月 (夏:1.2、冬:1.25・R8.1.1 現在) ※4月勤務開始時の夏は3割程度 (4) 退職手当 該当する場合のみ (5) 通勤手当 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等による (6) 時間外勤務手当 該当する場合のみ